

三豊市防犯カメラ及び公用車ドライブレコーダーの運用に関する協定書

三豊市（以下「甲」という。）と三豊警察署（以下「乙」という。）は、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が設置・管理する防犯カメラ及び公用車に設置されたドライブレコーダー（以下「カメラ等」という。）に記録されたデータの提供に係る協力事項を定め、乙が行う事件又は事故の速やかな処理に資することにより、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲は、カメラ等を活用した防犯及び交通安全活動を推進するとともに、乙に対し必要な情報の提供を行う。
- (2) 乙は、当該活動が効果的に行われるよう助言・協力をを行う。

（データ利用申請）

第3条 乙は、犯罪捜査のため、甲が所有するカメラ等のデータを必要とする場合は、甲に対し、あらかじめ捜査関係事項照会書を提出し、甲の承認を得るものとする。この場合におけるデータの取り出しについては、甲の求めに応じ厳重な管理のもと乙が対応できるものとし、乙がデータの取り出しを行った場合は、取り出したデータ内容等について速やかに甲に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た情報は、三豊市及び香川県の個人情報保護に関する条例その他関係法令に基づき、適正に管理を行う。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合又はこの協定に疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月30日

甲 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三 豊 市

三 豊 市 長 山 下 昭 史



乙 香川県三豊市高瀬町下勝間2335番地1

三 豊 警 察 署

署 長 松 原 郁 雄

